

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

ベトナム労働総同盟

ベトナム社会主義協和国
独立 - 自由 - 幸福

第1935/QD-TLD 号

ハノイ, 2013 年 11 月 29 日

決定

労働組合法、ベトナム労働組合の定款に基づき、

2013 年 11 月 21 日付労働組合の財務に関する政府の細則政令第 191/2013/ND-CP 号に基づき、

ベトナム労働総同盟の財務部の提案を検討し、

ベトナム労働総同盟の幹部会は、労働組合会計徴収の分権および労働組合会計の収入源の配分に関して以下のとおり決定する。

第1章 総則

第1条 この決定と共に労働組合会計徴収の分権および労働組合会計の収入源の配分に関する規定を公布する。

第2条 本決定は、2014 年 1 月 1 日に発効し、ベトナム労働総同盟の 2013 年 1 月 9 日付決定第 170/QD-TLD 号と共に公布された労働組合会計の徴収、徴収の分権、労働組合の収入源の運用、管理に関する一時的な規定、および 2013 年 1 月 9 日付決定第 168/QD-TLD 号と共に公布された労働組合の収入源の配分に関する規定に取って替わる。

第3条 ベトナム労働総同盟に属する部局、部署および各級の労働組合は、本決定を執行する義務を負う。

幹部会代表
委員長

宛先：

- ・ 第3条のとおり
- ・ ベトナム労働総同盟幹部会の各委員
- ・ 保管：ベトナム労働総同盟の書類管理部

ダン ゴック トウン

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

ベトナム労働総同盟

ベトナム社会主義協和国

独立 - 自由 - 幸福

労働組合会計徴収の分権および労働組合会計の収入源の配分に関する規定

(2013年11月29日付ベトナム労働総同盟幹部会の決定第1935/QD-TLD号と共に公布される)

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本規定は、2012年に公布された労働組合法および2013年11月21日付労働組合の財務に関する政府の細則政令第191/2013/ND-CP号に基づき、労働組合会計徴収の分権および労働組合会計の収入源の配分に関して定める。

第2条 適用対象

- 次に掲げるベトナム労働組合の定款に準じる各級労働組合。
 - 企業内労働組合、組合
 - 県、郡、町、省直轄市の労働同盟、産業別の地域労働組合、各工業団地・加工区・経済特区・ハイテクパークの労働組合、各公社の労働組合、その他の企業内労働組合の上級労働組合（以下「上級労働組合」という）。
 - 省、中央直轄市の労働同盟、産業別の中央労働組合または相当する労働組合（以下「省・都市級あるいは相当する労働組合」という）。

第3条 労働組合会計徴収の分権および労働組合会計の収入源の配分に関する原則

1. 労働組合会計徴収の分権の原則

労働組合会計徴収の分権は、各級の労働組合の財源の運用における自主性に影響を与えることなく、収入源開拓を促進する目的として行われるものとする。労働組合会計の徴収が義務付けられる部署は、法令およびベトナム労働総同盟の規定の下で、正確、完全かつ適切に徴収を行わなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 労働組合会計の収入源の配分の原則

a) 配分する収入源は、労働組合助成金および労働組合員からの組合費である。収入源の配分は、公開と透明性の原則の下、各級の労働組合が自主的に労働組合の収入源を開拓し、財源の運用を行わなければならない。

b) ベトナム労働総同盟へ労働組合助成金を支出する省・都市級あるいは相当する労働同盟に対し、支出見込み（ノルマ）は、各部署が予測する支出見込み（ノルマ）より多い。また、各部署が予測する支出見込み（ノルマ）は、拠出・補助される支出見込み（ノルマ）より多い。

第2章 労働組合費徴収の分権に関する規定

第4条 労働組合費徴収の分権

ベトナム労働総同盟は、機関、組織、企業が労働組合法および労働組合の財務に関する政府の細則政令の下で労働組合へ納付する労働組合費の徴収を統一し、各級の労働組合に対して徴収の分権を以下のとおり定める。

1. 地域予算により日常活動を行うための経費の全てあるいは一部が保障される行政事業に対しては、省・都市の労働同盟が直接徴収をするか、あるいは企業内労働組合の上級労働組合に徴収させることができる。この場合は、労働組合費の納付先へ通知しなければならない。さらに、省・都市または県・郡・町・省直轄市の国庫へ通知し徴収に協力すること。

2. 国家予算により日常活動を行うための経費の全てあるいは一部が保障される行政事業に対しては、労働組合財源を管理する省・都市の労働同盟あるいは相当する労働同盟が直接徴収をするか、あるいは企業内労働組合の上級労働組合に徴収させることができる。この場合は、労働組合費の納付先へ通知しなければならない。さらに、省・都市または県・郡・町・省直轄市の国庫へ通知し徴収に協力すること。

3. 国家予算からの活動経費を受けない組織、企業、事業体に対しては以下のとおりに実施すること。

- ・ 労働組合が結成されている組織、企業、事業体の労働組合費は、省・都市の労働同盟あるいは相当する労働同盟が直接徴収をするか、あるいは企業内労働組合の上級労働組合に徴収させることができる。さらに、国営企業労働組合に徴収させることができる。この場合は、労働組合費の納付先へ通知しなければならない。その他の場合は、労働総同盟幹部会に報告し指示を仰ぐこと。

- ・ 労働組合が結成されていない組織、企業、事業体の労働組合費は、省・都市の労働同盟および相当する労働同盟が直接徴収をするか、あるいは組織、企業、事業体が所在する地域の上級労働組合に徴収させることができる。この場合は、労働組合費の納付先へ通知しなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第5条 労働組合員からの組合費、その他の費用の徴収に関する分権

1. ベトナム労働総同盟の定款および2013年11月29日付労働総同盟のガイドライン第1803/HD-TLD号に従う組合員からの組合費は、企業内労働組合が徴収するものとする。
2. 2012年に公布された労働組合法第26条第4項に基づく収入源については、この収入源が生じる部署に徴収されるものとする。

第3章 労働組合会計の収入源の配分

第6条 企業内労働組合に対する労働組合会計の収入源の配分

1. 企業内労働組合は、労働組合経費の65%、組合員からの組合費の60%およびその他の収入の100%を運用することができる。
2. 上級労働組合への納付および下級労働組合への拠出。

- ・ 労働組合が締結されている機関、組織、企業の場合、労働組合費の徴収を行う企業内労働組合は、その企業の労働組合の財政を管理する上級労働組合に労働組合助成金の35%および組合員からの組合費の40%を納付しなければならない。年度中に予算額に基づいて納付されるが、決算後には決算額に基づいて納付しなければならない。

- ・ 労働組合が締結されていない機関、組織、企業の場合、労働組合費の徴収を行う上級労働組合は、機関、組織、企業における啓蒙活動、労働組合員の勧誘、企業内労働組合設立、労働協約の締結、労働者の管理・保護などを行うために、その機関、組織、企業から納付された労働組合費の65%を運用することができる。毎年の述上の財源の残額は、次期会計に繰り越され、企業内労働組合が結成された後に企業内労働組合に移管されなければならない。

- ・ 労働組合費徴収の権限を有しない行政事業機関および企業内労働組合に対する労働組合費の返金に関しては以下のとおり執行されるものとする。

労働組合費の徴収を行う上級労働組合は、企業内労働組合に対し徴収した金額の65%を返金しなければならない。返金に際しては、企業が上級労働組合に納付しなければならない組合員からの組合費の40%との差額を返金することができる。

第7条 上級労働組合に対する労働組合費の配分

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

各級の上級労働組合は、労働組合費の35%および組合員からの組合費の40%を運用することができる。その他の収入源は、各単位(労働組合)それぞれで運用するものとする。

1. 省・都市の労働同盟あるいは相当する労働同盟と企業内労働組合の上級労働組合との間での財源の分配は、省・都市の労働同盟および相当する労働同盟により定められる。
2. ベトナム総同盟と省・都市級の労働同盟あるいは相当する労働同盟の間での財源の分配は、以下のとおり。

a) 総同盟へ財源金額を納付する単位は、次のとおり執行する。

労働組合助成金と組合費を含む財源金額と企業内労働組合の上級労働組合、省・都市級の労働同盟あるいは相当する労働同盟を含む各部署への支出金額との差額が10%以上の場合、各部署は総同盟に対し以下の納付率表に従って労働組合会計から納付しなければならない。

上述の部署の支出金額は、総同盟から通知された年次支出見込み(ノルマ)に則って支出されたものとする。また、総同盟への納付金は次の計算方法が適用される。

$$\text{納付金} = \text{労働組合助成金および組合費その他収入を合わせた財源} \times \text{納付率}$$

納付率表

順序	財源金額 (VND)	納付率 (%)
1	4,500 億～5,000 億以下	5
2	4,000 億～4,500 億以下	4.5
3	3,500 億～4,000 億以下	4
4	3,000 億～3,500 億以下	3.5
5	2,500 億～3,000 億以下	3
6	2,000 億～2,500 億以下	2.5
7	1,500 億～2,000 億以下	2
8	1,000 億～1,500 億以下	1.5
9	500 億～1,000 億以下	1
10	500 億以下	0.5

財源が5,000億ドン以上の場合、500億ドン増えるごとに納付率が5%アップする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

年度中は予算額に則って納付するが、決算後は、決算額に基づいて納付しなければならない。

年度予算を成立させる際に総同盟委幹部会は、上記の納付率表を履行できなかった部署に対して納付率の見直しを検討する。

b) 収支の調整を自己で行う部署。

労働組合の経費と組合費を含む財源と企業内労働組合の上級労働組合、省・都市級の労働同盟あるいは相当する労働同盟を含む各部署の支出金額の差額が10%以下の部署は、自己で調整を行うことができる。上述の企業の支出金額は、総同盟より通知された年次支出計画に則って支出されたものとする。

c) 補助される部署

- ・ 総同盟より通知された年次支出計画において、専従で労働組合活動を行う組合幹部の人数と支出および山岳地、僻地に対する調整係数に則って財源の収支を調整することができない部署は、差額分が補助される。専従で労働組合活動を行う上級労働組合幹部の実際的人数が総同盟の通知した人数より多い場合、補助金は、総同盟が通知した専従で労働組合活動を行う組合幹部の人数に則って精算されるものとする。

- ・ 最大補助金額は、上級労働組合が法令の下で運用した財源（労働組合助成金と組合費）と総同盟が通知した年次支出計画に則って精算された経費金額との差額を上回ってはならない。

総同盟委幹部会は、補助が必要とされる財源の収支を調整することができない部署に対して、他の補助を検討する。

d) 総同盟の収入の運用

総同盟の収入は、総同盟の自己活動、総同盟に属する部署に支出されるものとする。また、上記の規定に当てはまる部署に対する補助、拠出、その他の総同盟の決定に準じる補助として、また、総同盟の保険目的で運用されるものとする。

第4章 施行規則

第8条 総同盟の責任

総同盟幹部会が労働組合の財源予算、徴収額、納付額、支出、専従の労働組合幹部人数などの年次計画を立案する際には、総同盟の財務部がこれに参加する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第9条 省・都市級の労働同盟、産業別の中央労働組合または相当労働組合の責任

1. 省・都市級の労働同盟、産業別の中央労働組合または相当労働組合は、省・郡・県・町・省に属する都市の国庫と協力し、国家予算により日常活動を行うための経費の全てあるいは一部が保障される行政事業の労働組合費の徴収を行うこと。
2. 省・都市級の労働同盟、産業別の中央労働組合または相当労働組合は、この規定に従って、同級の労働組合および企業内労働組合の上級労働組合の会計の徴収および割り当てに関する規定を制定すること。

また、企業内労働組合の上級労働組合に対する年度予算を組むための予測原則、支出ノルマ、徴収ノルマ、納付または拠出・補助基準に関する規定を制定すること。

3. 企業内労働組合が結成されていない機関、組織、企業の労働組合費の管理・運用制度、労働組合の活動資金、労働者の管理・保護資金、財源の収支決算に関する規定を制定すること。
4. 省・都市級の労働同盟、産業別の中央労働組合または相当労働組合は、同級の財務、税務、監督などの部局と協力し、機関、組織、企業の労働組合費の納付を監督、調査する。2012年に公布された労働組合法および労働組合の財務に関する政府の細則政令に準じる労働組合費の納付に関する規定に違反した者（機関、組織、企業）に対する行政罰則あるいは告訴を具申すること。

第10条 調査委員会および各級の労働組合会計管理事務局の責任

調査委員会および各級の労働組合会計管理事務局は、法令およびベトナム労働総同盟の規定に従って、機関、組織、企業の労働組合費の納付を調査する責任を負う。また、労働組合費の管理、割り当て、運用に関して調査する責任を負う。

幹部会代表
委員長

ダン ゴック トウン